

令和7年度 町営住宅入居募集（11月募集）のご案内

募集住宅（一般住宅）

| 住宅名   | 所在地    | 住戸の<br>間取り | 募集戸数            | 入居予定日    |
|-------|--------|------------|-----------------|----------|
| 諏訪下住宅 | 大久野288 | 2DK        | 2戸<br>(C・D棟 1階) | 令和8年2月1日 |
| 東本宿住宅 | 平井2051 | 2DK        | 1戸<br>(A棟 1階)   | 令和8年2月1日 |

町営住宅入居募集

募集期間

令和7年11月4日（火）～17日（月）  
午前8時30分～午後5時15分（土日、正午～午後1時を除く）

申込方法

別紙の申込資格要件を確認の上、所定の申込書に必要事項  
を記入のうえ提出（窓口または郵送）

※ 受付（持参、郵送）11月17日（月）午後5時15分までにまちづくり課窓口に届いたものに限りです。

申込書配布

役場2階 まちづくり課・町ホームページよりダウンロード

# 申 込 み に つ い て

## ◎申込者資格要件

### 《各住宅共通資格》

1. 申込者が申込日において日の出町に引き続き3年間居住し、かつ、同期間住民基本台帳に記録されていること。
2. 町税及び日の出町国民健康保険税に滞納がないこと。
3. 申込者に同居親族がいること。  
(東京都の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方を含む)
4. 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
5. 申込者と同居者の所得の合計が所得基準(次ページ参照)以内であること。
6. 申込者と同居者が暴力団員でないこと。

## ◎申込み注意

1. 申込は1世帯につき1件に限ります。同一世帯による複数の申込が判明した場合は、すべての申込を無効といたします。
2. 申込み内容等について虚偽又は不正が判明した場合は、申込み受付後、入居者決定又は入居後であっても全てを無効とし、それに伴う損害が生じても町では一切責任を負いません。
3. 資格審査時に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会をいたします。
4. 次のような方は申込むことができません。
  - ・申込資格要件を満たさない方。
  - ・持家所有の方、既に公営住宅等に入居の方。

## ◎申込方法・注意

1. 申込時の添付書類
  - ・町営住宅使用申込書
  - ・収入報告書 課税(非課税)証明書(※1) ・住民票(※2)
  - ・納税証明書(税に滞納がないことの証明)(※3)
  - ・日の出町内に資産を有しないことの証明(無資産証明)(※4)
  - ・在職証明書

上記の証明書類等は町民課窓口にて取得してください。

- (※1) 入居希望者の中で収入がある方の証明書。
- (※2) 入居希望者全員が記載されている住民票。
- (※3) 入居希望者で町税等が賦課されている方の証明書。
- (※4) 入居希望者全員の無資産証明。

書類の記入漏れ、書類不備の場合受付申請できません。

物件応募多数の場合抽選になり、当選後、下記の内容が注意事項になります。

### ◎入居前後の注意

1. 入居手続の際、緊急連絡先となる2名の方の連絡先が必要です。  
次に掲げる要件を満たしている者
  - ・町内に在住していること。
  - ・入居許可住宅に同居する者ではないこと。(事情により、町外の方を連絡先とする場合は相談してください。)
2. 入居前に町営住宅使用料の3ヶ月分を敷金として納入していただきます。
3. 入居後は、自宅敷地内の清掃、草刈りなどは入居者の方達で行っていただきます。  
また、共同住宅の入居者については、共同部分の光熱水費は入居者負担となります。
4. 住宅でのペットの飼育(預かり含む)はできません。
5. 駐車スペースは1台です。
6. 入居後でも入居条件に該当しなくなった時点で退去していただきます。

### <参 考>

#### 所 得 基 準 表

| 家族数 | 所 得 金 額     |             |
|-----|-------------|-------------|
|     | 一般区分        | 特別区分        |
| 2 人 | 2,276,000 円 | 2,948,000 円 |
| 3 人 | 2,656,000 円 | 3,328,000 円 |
| 4 人 | 3,036,000 円 | 3,708,000 円 |

- ※ 家族数が5人以上の世帯は、家族数が1人増えるごとに38万円を加算してください。
- ※ 特別区分とは、
  - 1) 身体障害者福祉法施行規則第5号の1級から4級までのいずれかに該当。
  - 2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当。
  - 3) 上記2)に規定する精神障害に相当する程度の知的障害。
  - 4) 申込者が60歳以上であり、かつ同居親族全員が60歳以上、または18歳未満の児童であること。
  - 5) 同居親族に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいること。
- ※ 特別控除
  - 1) 申込世帯の合計所得金額から差引くもの
    - 老人扶養控除等(1人につき10万円) 特定扶養控除(1人につき25万円)
    - 障害者控除(1人につき27万円) 特別障害者控除(1人につき40万円)
  - 2) 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得から差引くもの
    - ひとり親控除(1人につき35万円) 寡婦控除(1人につき27万円)
- ※ 給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある入居者・同居者1人につき10万円控除

## 家賃の目安（使用料）

諏訪下住宅 C棟101号

- ① 一般区分 17,400円から25,900円
- ② 特別区分 17,400円から34,200円

諏訪下住宅 D棟103号

- ① 一般区分 17,500円から26,100円
- ② 特別区分 17,500円から34,500円

東本宿住宅 A棟103号

- ① 一般区分 16,200円から24,200円
- ② 特別区分 16,200円から31,900円

※ 上記使用料は基準所得内の額です。

※ 使用料は年度ごとに変動します。